

就学資金でお困りの方へ

**就学援助費 が受けられます**

児童または生徒の保護者が経済的理由により就学困難な場合には、就学援助費が受けられます。

受給該当者及び手続方法は次のとおりです。

■受給該当者■

(1)前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方。

- 生活保護法にもとづく保護の停止及び廃止された方
- 市民税の非課税及び減免された方。
- 国民年金の掛金を減免された方。
- 国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けた方。
- 児童扶養手当の支給されている方。
- 世帯更正貸付補助金による貸付を受けている方。

(2)前(1)以外の方で次に該当する場合。

- 保護者が職業安定所登録の日雇い労働者である場合。
- 保護者の職業が不安定で生活状態が不良と認められる場合。
- その他、学校長、福祉事務所民生委員等が必要と認める場合。

■手続きの方法■

希望される方は、申請用紙（新入児童生徒は指定校、在学している場合は在学校にあります）に必要事項を記入の上、学校または教育委員会学校教育係に提出して下さい。

■問い合わせ先■

教育委員会学校教育係  
電話962111内線263

**小学校就学児童の**

**加入金は市の負担で**

本年4月に小学校に就学される児童の交通災害共済の加入金は、全額市で負担いたします。これは、小学校に就学される児童に入学祝金として市が負担するものです。

加入手続きは教育委員会と連絡をとり市で行ないます。就学児童をもつ父兄におかれましては、就学児童に限り加入済となりますのでご承知下さい。

**交通災害共済保険に**

**加入しましたか**

昭和52年度契約の交通災害共済保険が3月31日で期間満了となります。

各行政区の市政協力委員を通じて、新規加入契約の受付をしておりますが、まだ加入されない方は3月中に市役所市民課窓口にて受付しておりますので是非ご加入下さい。

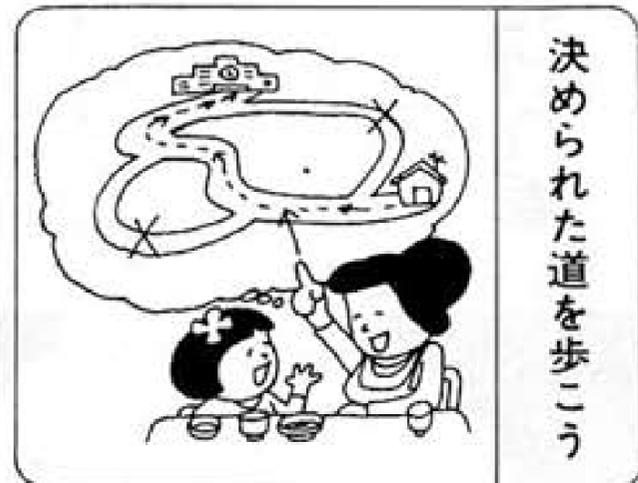
詳細については各戸に配布しましたチラシをご覧ください。

※連絡先 市民課 電話96-2111 内線270

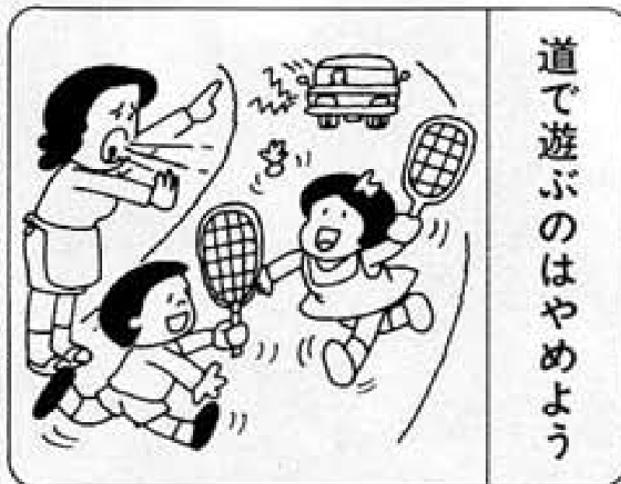
# あなたのお子さんは もうOKですか



横断歩道を渡ろう



決められた道を歩こう



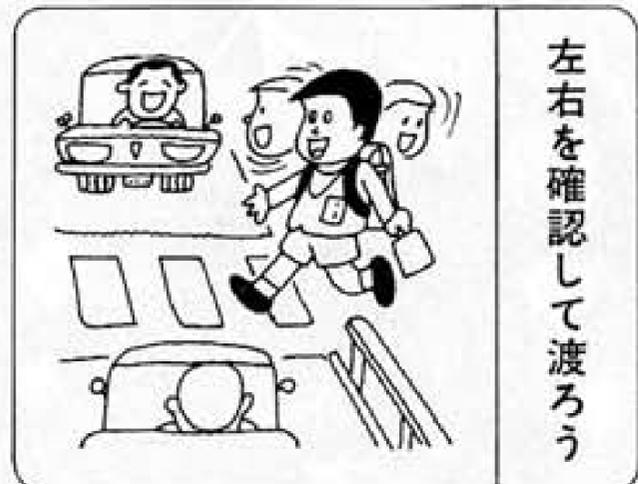
道で遊ぶのはやめよう



右側を一直列に歩こう



車は急に止まらない



左右を確認して渡ろう

**八潮市立小中学校通学区域**

小学校名	通学区域
第1小学校	幸の宮、鶴ヶ管根(一、二)、沖通り、伊草、新町
第2小学校	上二丁目、下二丁目、上木管根、下木管根、南川崎
第3小学校	上馬場、中馬場、西袋、柳の宮、小作田
第4小学校	大管根(中、西)、浮塚、圀、大管根(東)の一部
第5小学校	松の木、伊草団地、南後谷
第6小学校	下大瀬、古新田(東、西)、京成(南、北)
第7小学校	入谷、高木、和耕(一、二)、八潮団地
第8小学校	伊勢野、上大瀬、新田、若柳、南川崎の一部
第9小学校	大管根(東)、大原、中馬場の一部

中学校名	通学区域
八潮中学校	鶴ヶ管根(一、二)、上二丁目、上木管根、下二丁目、下木管根、上馬場、中馬場、小作田、松の木(第4中学校の通学区域を除く)
八潮第2中学校	大原、大管根(東、中、西)、浮塚、大瀬(上、下)、古新田(東、西)、京成(南、北)、圀、南川崎、伊勢野、新田、若柳
八潮第3中学校	入谷、高木、和耕(一、二)、幸の宮、伊草、新町、沖通り、八潮団地
八潮第4中学校	西袋、柳の宮、南後谷、伊草団地、上馬場の一部、中馬場の一部、小作田の一部、松の木の一部

**小中学校通学区域変更**

新たに第九小学校(大原) 第四中学校(上馬場)を開校

八潮市は東京都東部の南端に位置し、東京都足立区・葛飾区に隣接し、東側には中川、西側には綾瀬川と二つの河川にはさまれた地域です。昭和四十六年頃を境とし急激に人口が増加し、毎年児童・生徒の著しい増加を見、昨年も第八小、第三中を開校し、快適な教育環境づくりをめざし過去数年間多くの学校を建設してきました。

市長の市政運営の基本方針の第一に学校教育の充実があげられ、教育行政は最重点施策として過去

それぞれ年次で事業の推進をはかってまいりましたが、まだ解決に至りませんので第三小・第四小の過密解消のため、八潮市大原に八潮市立八潮第九小学校、八潮市上馬場に八潮市立八潮第四中学校を設立し、昭和五十三年四月より、開校することになりました。

それに伴って、通学区域編成審議会の答申に基づき、新たに通学区域が決まりましたのでお知らせいたします。